



第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 概要版

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の大きな社会課題の1つに、少子高齢化があります。少子高齢化では、高齢者が増えて介護ニーズが高まる一方で、現役世代の減少によって介護人材が不足するということがよく話題にあがりますが、この課題は介護分野に留まりません。障がい分野においても、高齢者が増加するにつれ、特に身体障がいがある高齢者が増加する傾向にあります。

そのため、「中央市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」において、計画期間中に必要となるサービス量を見込むことで、適切なサービス量を確保することとします。また、計画の最終年度である令和8年度を目標年度とする具体的な数値目標を設け、それに向けて必要なサービス基盤を計画的に整備していきます。

2 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度～令和8年度の3年間とし、令和8年度の目標数値を設定します。

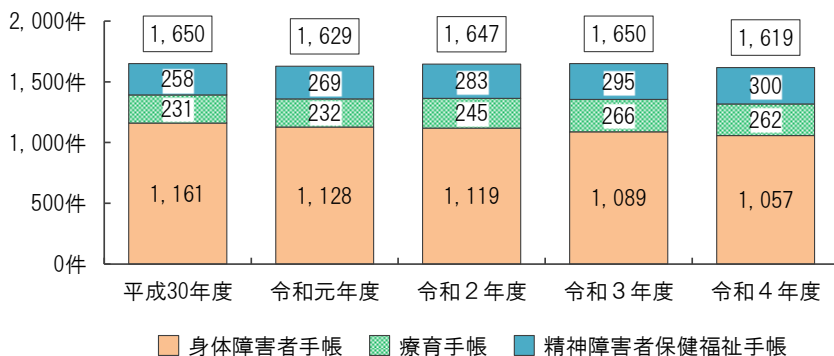
3 障がい者を取り巻く各種制度の変化

- 平成24年10月 「障害者虐待防止法」の施行
- 平成25年 4月 「障害者総合支援法」の施行
- 平成26年 1月 「障害者権利条約」の批准
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行
- 平成28年 8月 「発達障害者支援法」の改正
- 平成30年 4月 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正
- 令和 2年 4月 「障害者雇用促進法」の改正
- 令和 6年 4月 「障害者総合支援法」の改正



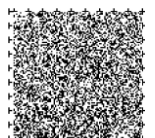
II 統計データにみる中央市の障がいがある人の現状

1 障害者手帳交付件数の推移



障害者手帳の交付件数（重複含む）は、ほぼ横ばいで推移しています。「身体障害者手帳」は減少傾向、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあります。

資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」



Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念を下記のように定め、障がいがある人の自立した地域生活を支援することを目指し、事業を実施します。

障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、
ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、
暮らすことができる共生社会の実現

2 成果目標

(1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

令和8年度末時点の地域生活移行人数は2人、入所者の削減見込み人数は2人を目標とします。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の整備か所数は、中央市単独で1か所（維持）を目標とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行の促進

令和8年度末時点の年間における一般就労移行者数は3人、うち就労定着支援事業の利用者数は1人を目標とします。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備

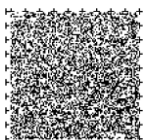
令和8年度末時点の児童発達支援センターの整備か所数は、中央市単独で1か所を目標とします。また、発達障害コーディネーター等を活用した地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築に努めます。そして、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスの事業所数は、中央市単独でそれぞれ1か所を目標とします。さらに、医療的ケア児のための協議の場の整備か所数は、令和8年度末までに圏域で1か所（維持）を目標とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末時点の基幹相談支援センター等の設置数は、中央市と昭和町の共同で1か所（維持）を目標とします。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

令和8年度末時点の研修への参加を促す取組は、7回を目標とします。また、令和8年度の審査エラー内容分析結果を活用した取組は、12回を目標とします。

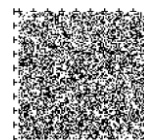
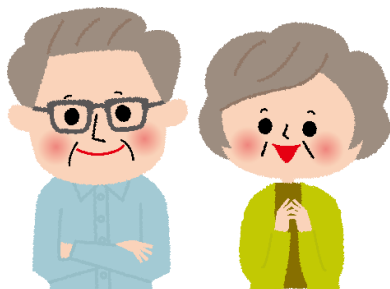


IV サービス量の見込み

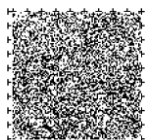
1 障がい福祉サービス

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	利用延べ時間(時間)/月 408	408	408
		居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。		
	重度訪問介護	利用延べ時間(時間)/月 27	27	27
		重度の障がいがあり常時介護を要する人に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護や外出時における移動中の介護などを行います。		
	同行援護	利用延べ時間(時間)/月 25	25	25
		視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び時に同行し必要となる排せつや食事等の介護などを行います。		
行動援護	利用延べ時間(時間)/月 342	362	382	
	障がいにより行動に著しい困難があり常時介護を要する人が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護などを行います。			
	利用延べ時間(時間)/月 0	0	0	
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する人や行動に著しい困難がある人に対して、複数サービスの提供を包括的にを行います。			
	利用延べ日数(人日)/月 1,473	1,526	1,580	
日中活動系サービス	生活介護	障害者支援施設等で主として昼間に入浴、排せつ及び食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。		
	自立訓練 (機能訓練)	利用延べ日数(人日)/月 6	6	6
		地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行います。		
	自立訓練 (生活訓練)	利用延べ日数(人日)/月 29	29	29
		地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を行います。		
就労選択支援	利用実人数(人)/月 0	6	5	
	障がいがある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。			
就労移行支援	利用延べ日数(人日)/月 47	47	58	
	生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。			

* 人日 = 「月間の利用人数」 × 「一人一月当たりの平均利用日数」



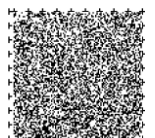
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
日中活動系サービス	就労継続支援 (A型)	利用延べ日数(人日)/月 雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。	447	471	495
	就労継続支援 (B型)	利用延べ日数(人日)/月 就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。	1,275	1,331	1,386
	就労定着支援	利用実人数(人)/月 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行います。	2	2	2
	療養介護	利用実人数(人)/月 主として昼間に医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理による介護及び日常生活の世話などを行います。	9	9	9
	短期入所 ()は医療型で、内数	利用延べ日数(人日)/月 居宅で介護を行う人の疾病等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所することで、入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。	90 (35)	115 (43)	134 (51)
	居住系サービス	自立生活援助	利用実人数(人)/月 定期的にひとり暮らしの居宅を訪問し、日常生活の課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	1	1
共同生活援助 (グループホーム)		利用実人数(人)/月 家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスの提供を行います。	21	21	22
施設入所支援		利用実人数(人)/月 主として夜間に入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。	25	25	24
相談支援	計画相談支援	利用実人数(人)/月 障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画の作成などを行います。	66	71	75
	地域移行支援	利用実人数(人)/月 住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	1	1	1
	地域定着支援	利用実人数(人)/月 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に関する相談などを行います。	0	1	1



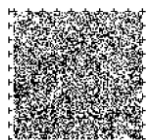


2 地域支援事業等

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
		“社会的障壁”の解決に向け、障がいがある人等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。			
	自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
		当事者、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動の支援を行います。			
	相談支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
		障がい者相談支援センターを中心に、障がいがある人や保護者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。			
	成年後見制度 利用支援事業	利用実人数（人）/年	1	1	1
		自分で十分判断のできない人の財産管理や福祉サービスの契約等において、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。			
	成年後見制度 法人後見支援事業	社会福祉法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。			
	意思疎通支援事業	利用実人数（人）/年	680	690	700
	聴覚、音声・言語機能等の障がいのために、意思疎通を図ることが困難な人に対し、手話通訳者等の派遣を行います。				
日常生活用具 給付等事業	給付等件数（件）/年	652	661	667	
	重度障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用できる、実用性のある用具の給付・貸与を行います。				
手話奉仕員 養成研修事業	養成講習修了者数（人）/年	16	17	18	
	聴覚障がい者等との交流活動の促進並びに日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。				
移動支援事業	利用実人数（人）/年	24	25	26	
	社会生活上不可欠な外出、および余暇活動等の社会参加のための外出時の移動の支援を行います。				
地域活動支援センター 事業	実施か所数 （か所）	自市町村分	1か所	1か所	1か所
		他市町村分	3か所	3か所	3か所
	自立と社会参加の促進や家庭における介護の負担軽減のために、創作的活動等のサービスを提供します。				



		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
任意事業	日中一時支援事業	利用実人数(人)/年	41	42	43
		日中、障がいがある人等に活動の場を提供することにより、障がい者等の家族の就労支援及び負担軽減を図ります。			
	訪問入浴サービス事業	利用実人数(人)/年	2	2	2
		居宅で浴槽を提供して入浴の介護を行います。			
	身体障害者 更生訓練費等給付事業	利用実人数(人)/年	1	1	1
		身体障害者更生施設等に入所している障がいがある人の社会復帰の促進を図るために、更生訓練費の支給を行います。			
中央市単独事業	福祉ホーム入居者 自立支援事業	利用実人数(人)/年	1	1	1
		居宅で生活することが困難な重度障がい者に、低額な料金で居室その他の施設や介助サービスを利用できるように支援を行います。			
	施設入浴サービス事業	利用実人数(人)/年	1	1	1
		施設入浴サービスを行うことにより、障がい者(児)の福祉の向上と家族の負担軽減を図ります。			
	身体障害者 就職支度金給付事業	利用実人数(人)/年	1	1	1
		更生訓練を終了し、就職または自営により施設を退所することになった障がいがある人に就職支度金の給付を行います。			
中央市単独事業	身体障害者自動車 運転免許取得費助成・ 身体障害者用自動車 改造費助成	利用実人数(人)/年	1	1	1
		身体障がい者の運転免許取得または所有し運転する自動車の改造に要する経費に対し、助成金の交付を行います。			
	障害者 情報バリアフリー化事業	利用実人数(人)/年	1	1	1
		視覚または上肢機能障がいがある人がパソコンの使用に必要とする周辺機器やソフト等を購入するための費用の一部補助を行います。			
	介助用自動車購入等 助成事業	利用実人数(人)/年	1	1	1
		自動車をリフト付き等に改造する経費または既に改造された自動車を購入する経費の助成を行います。			
中央市単独事業	ヘルプカード配布事業	利用実人数(人)/年	35	35	35
		外出時、緊急時または災害時において、必要な支援を行えるよう、個人の情報を記載するための携帯カードの作成・交付を行います。			





3 障がい児支援

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用延べ日数（人日）/月	260	270	270
	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。			
放課後等デイサービス	利用延べ日数（人日）/月	1,260	1,353	1,446
	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。			
保育所等訪問支援	利用延べ日数（人日）/月	10	12	12
	発達に課題がある児童が通う幼稚園・保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。			
居宅訪問型児童発達支援	利用延べ日数（人日）/月	0	0	0
	居宅で日常生活における基本的な動作の指導などを行います。			
障害児相談支援	利用児数（人）/月	40	43	47
	児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成などを行います。			

V 計画の推進に向けて

1 障がい福祉サービス等の円滑な利用のための方策

(1) サービス提供体制の充実

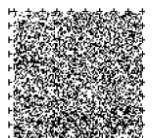
昭和町をはじめとする近隣市町やサービス提供事業者との連携により、円滑なサービス提供体制を整備します。

(2) 地域移行と就労支援

入院している者や施設入所者が円滑に地域移行・地域定着するための支援などのため、社会資源の活用などの体制づくりに努め、地域社会への参加及び一般就労への移行、定着への推進を図ります。

(3) 相談支援体制の充実

中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」を、障がいがある人の自立と地域生活の推進を図るための拠点とし、相談機能の充実を図るとともに、各関係機関と連携してきめ細かな対応に努めます。



(4) 情報提供体制の充実

市民に対して、広報紙や市のホームページ、パンフレット等を利用して、障害者総合支援法や障がい福祉サービス、地域生活支援事業等に関する情報を提供していきます。また、庁内の関係各課がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がいがある人が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手できるよう努めていきます。



(5) 支給決定における公正性・公平性の確保

認定調査の際には、対象者の家族等から聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会では、支給決定のプロセスの透明化を図ります。

(6) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいがある人に対する理解を深めるため、学校教育での総合学習や障害者週間等を実施する啓発活動への取り組みを推進していきます。

(7) 発達障がいがある人への支援

発達障がいの早期発見、早期支援の必要性を重要視し、保健・保育・教育現場での様々な発達障がいに関わる課題について、発達支援コーディネーターを中心に、訪問による相談やアドバイス等を行っていきます。

2 関係機関等との連携

(1) 市民や関係団体との連携

(2) 国・県との連携

3 計画の進捗状況の管理と評価

計画を全庁的に推進するため、福祉課が中心となって、庁内関係各課、関係機関・団体、障がいがある人等と連携をとりながら、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

中央市 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 概要版

令和6年3月発行

発行／中央市 福祉課

〒409-3892 山梨県中央市白井阿原 301-1 TEL 055-274-8544 FAX 055-274-1125

